３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町北原小字大谷八〇七七、八〇七八、八〇八〇から八〇八三まで、八〇九二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町毛原上字粂石二一九の三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字殿三四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省環境省告示第六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同規則第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年七月一日

経済産業大臣　武藤　容治

環境大臣　浅尾慶一郎

㈠　登録講習機関の名称　一般社団法人産業環境管理協会

㈡　講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

変更後	変更前
一般社団法人産業環境管理協会北海道分室　東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	一般社団法人産業環境管理協会北海道分室　札幌市北区北六条西六丁目二番地
一般社団法人産業環境管理協会関西分室　東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	一般社団法人産業環境管理協会関西分室　大阪市西区立売堀一丁目二番一二号

㈢　変更年月日　令和七年七月一日

○国土交通省告示第四百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

迫間川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県菊池市龍門の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千七十号で指定した迫間川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°01′55.5461″	130°50′42.8558″
2	33°01′56.8130″	130°50′43.0826″
3	33°01′58.0077″	130°50′43.1579″
4	33°01′59.6693″	130°50′43.3527″
5	33°01′59.5100″	130°50′43.9203″
6	33°01′58.0449″	130°50′44.0247″
7	33°01′56.0148″	130°50′43.7133″

○国土交通省告示第四百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東久保沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県甲斐市亀沢の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°43′39.6158″	138°31′45.8382″
2	35°43′39.4196″	138°31′46.3498″
3	35°43′38.7990″	138°31′46.6507″
4	35°43′39.1134″	138°31′48.3137″
5	35°43′38.6400″	138°31′50.6932″
6	35°43′38.2395″	138°31′51.9214″
7	35°43′37.9484″	138°31′51.9498″
8	35°43′36.8633″	138°31′48.5823″
9	35°43′38.1010″	138°31′46.4281″
10	35°43′38.7084″	138°31′46.0735″
11	35°43′39.3018″	138°31′46.0197″
12	35°43′39.5810″	138°31′45.7976″